

## 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも事業や雇用の継続や県産農林水産物を活用した取組を行う、飲食、宿泊、観光事業者等を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付申請及び実績報告を、原則として令和3年1月29日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとし、実績報告の際には補助対象経費の支払いに係る領収書の写し等を添付するものとする。
- 3 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

### (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により交付申請と併せて実績報告を受けたときは、交付決定と併せて交付額の確定をすることができる。
- 3 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (雑 則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日実施事業から適用する。

この改正は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日実施事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業</p>	<p>(1) 飲食、宿泊、観光事業者等（ただし、以下要件をすべて満たすこと。）</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の維持・継続に影響を受けていること。</p> <p>② 原則として本社が鳥取県内にある法人若しくは、鳥取県内に住民票のある個人事業主で、かつ令和2年4月1日以前に営業（準備含む）を開始している者。</p> <p>③ 以下のいずれかの業態に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する飲食店、宿泊業者。但し、コンビニエンスストア、国や地方自治体の指定管理施設を運営する事業者を除く。</li> <li>・ 飲食店営業許可・喫茶店営業許可、又は菓子製造許可を有する自動車営業事業者又は露店事業者</li> <li>・ その他、食品衛生法及び酒税法に基づく営業許可を有する、固定店舗を持つ事業者</li> <li>・ 食のみやこ鳥取県推進サポーター</li> <li>・ 観光事業者</li> <li>・ その他、飲食、宿泊、観光事業等に関わる事業者</li> </ul> <p>④ 鳥取県産農林水産物を活用した取組又は雇用継続に資する取組等を行う者</p> <p>⑤ 鳥取県産農林水産物の魅力発信を行う等、「食のみやこ鳥取県」を応援する者</p> <p>(2) その他、市場開拓局長が認める者</p>	<p>事業や雇用の継続に要する経費（固定費含む）の他、パッケージ作成費、PR資材作成費、広告費、移動販売に要する経費、商品開発経費、従業員研修経費、その他事業実施に要する経費等</p> <p>（令和2年4月1日以降に支払った経費を対象とする。）</p>	<p>10/10</p>	<p>1事業者当たり 100千円 (1回限り)</p> <p>県内に複数店舗を営業者は、店舗数に関わらず200千円を上限とする。ただし、以下の施設は複数店舗に含めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設内に設置される飲食店舗等で、宿泊施設を有する事業者と同じ事業者が運営する施設</li> <li>・ 食品加工（仕出し含む）施設</li> </ul> <p>なお、緊急応援補助金（経営危機克服型）の交付を受ける事業者においては、当該補助金の補助上限額から交付決定額を除いた額と、本補助金の補助上限額のいずれか低いほうの額を補助上限額とする。</p>

※補助対象経費のうち工事費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

令和2年度頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金  
交付申請書（実績報告書）

鳥取県知事 様

（申請者）

（郵便番号）

住 所 \_\_\_\_\_

（法人の場合は、法人名及び代表者の職・氏名）

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

（店舗名） \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、□下記のとおり申請します。

□下記のとおり実績を報告します。

記

1 確認事項（以下の要件をすべて満たすこと）

項目	(該当する箇所にチェックを入れて下さい)
① 新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の維持・継続に影響を受けている。	<input type="checkbox"/>
② 【法人】 本社が鳥取県内にある。 【個人事業主】 鳥取県内に住民票がある。	<input type="checkbox"/>
③ 以下のいずれかの業態に該当する。	
・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する飲食店・宿泊業者	<input type="checkbox"/>
・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する自動車営業事業者又は露店事業者	<input type="checkbox"/>
・ その他、食品衛生法及び酒税法に基づく営業許可を有する、固定店舗を持つ事業者	<input type="checkbox"/>
・ 食のみやこ鳥取県推進サポーター	<input type="checkbox"/>
・ 観光事業者（観光関係団体に所属する場合はその団体名を記載すること） （団体名： _____）	<input type="checkbox"/>
・ その他、飲食、宿泊、観光業等に関わる事業者 （業種： _____）	<input type="checkbox"/>
④ 現在事業を継続している。（臨時休業含む）	<input type="checkbox"/>

2 実施する取り組み（該当する箇所にチェックを入れて下さい）

<input type="checkbox"/> テイクアウト	<input type="checkbox"/> 新たなメニュー、商品、サービス等の開発
<input type="checkbox"/> デリバリー	<input type="checkbox"/> 店内の清掃又は改装
<input type="checkbox"/> お取り寄せ	<input type="checkbox"/> 食のみやこ鳥取県推進サポーターとの連携
<input type="checkbox"/> ドライブスルー	<input type="checkbox"/> その他の取り組み
<input type="checkbox"/> 移動販売	（    ）
<input type="checkbox"/> 配達請負	
<input type="checkbox"/> 従業員研修	
<input type="checkbox"/> 団体で実施する取り組み	

※鳥取県産農林水産物を活用した取り組み、雇用継続のための取り組み等について記載すること。

3 交付申請額（実績額） \_\_\_\_\_ 円

4 添付資料

飲食店営業許可証等の写し（申請時）

※複数店舗を経営する場合は、2店舗分の営業許可証等を添付すること。

ただし、以下の店舗は複数店舗に含めない。

- ・ 宿泊施設内に設置される飲食店舗等で、宿泊施設を有する事業者と同じ事業者が運営する施設
- ・ 食品加工（仕出し含む）施設

※飲食店営業許可証等が該当しない業種の場合、開業届等、事業主であることが証明できる書類

口座振込依頼書（申請時）

対象経費に係る領収書の写し等（実績報告時）

申請事業者が実施する取り組みは、県が本事業をPRする目的で、広告媒体等への掲載を行う場合があります。

第 年 月 日  
年 月 日

様

職 氏 名 印

令和2年度 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。